

## 平成 18 年度 12 月議会 一般質問 Q&A

### 平成18年度12月議会一般質問内容

1. 自立支援法における精神障害者の対応について
2. 岐阜県の裏金問題について
3. 多重債務者の生活再建について
4. 全国学力・学習状況調査について

### 質問

皆さん、おはようございます。9月議会は時間切れになりましたので、今回はその続きから始めたいと思います。今回はもっと簡潔にやりますので、よろしくお願いします。

#### 1. 自立支援法における精神障害者の対応について

まず初めに、自立支援法における精神障害者の対応について。

自立支援法は、身体、知的、精神の3障害を対象にしたものですが、今までの大垣市の精神障害者に対する予算配分は大変少ないものでした。平成17年度の決算実績報告書の中で、障害福祉の予算配分を見ますと、身体障害者福祉費が5億2,100万円、知的障害者福祉費が7億1,400万円、これに対して精神障害者福祉費が3,800万円と、けたが一つ違い、身体障害者の予算と比べますと15分の1ですし、また知的障害者の予算と比べますと20分の1といった少なさです。もともと精神障害者の分野は、県の事業として衛生行政の管轄で対応されてきました。また、長年治療の対象であって、福祉の対象になっていなかった歴史があります。市町村の精神障害者行政の経験や対応の弱さがありますが、基盤整備に至っては皆無に近い状態です。障害福祉計画の政府の指針を見ると、入院されている精神障害者の中で、社会的入院と見ている7万人の障害者を地域で受けとめるようになっていきます。それでは、地域に受け皿があるかといえば、大垣市の17年度の決算実績報告書を見ますと、2カ所の小規模作業所に補助金を出していますが、作業所に通っている人は、合計で20人程度という数です。しかも、財政基盤の弱い家族会が中心になって行っており、精神障害者に対して公的責任を果たしている内容は、ほかの二つの障害と比べまして大変お粗末なものです。これからどんどん地域に受け皿をつくって、社会資源をふやしていくことが急務です。今回、自立支援法では、障害福祉計画を策定することになっています。大垣市の精神障害者保健福祉手帳の取得者は313人となっていますが、西濃圏域には約8,000人の精神障害者の方がおられると聞いております。福祉計画の対象となる精神障害者の方が大垣にはどれだけおられるのか、現状を明らかにしてください。

次に、障害福祉計画の素案では、数値目標が出されていますが、その中で精神障害者をどれだけ受けとめることを想定しているのか、またその目標を達成するために、基盤整備などどのように対応策がとられているのか、こういったところを質問いたします。

3点目は、大垣市の独自事業である地域活動支援センターのことについてです。

9月議会の補正予算で、地域活動支援センターのI型の2施設が設立されることが決まりましたが、当初予定していました小規模作業所の移行先として打ち出されていましたがIII型の活動支援センターはつくらず、大垣市の独自事業はI型のみということでした。そ

の地域活動支援センターの役割についてお答えください。また、現在家族会を中心として小規模作業所が運営されていますが、今後地域の受け皿となるために、どのように育成、支援をなされるおつもりか、こういったところについてお聞きいたします。

## 2. 岐阜県の裏金問題について

次に、2 件目としまして、岐阜県の裏金問題について質問いたします。

これも 9 月議会の続きであります。9 月議会で、岐阜県の裏金問題について、日比教育長に質問いたしました。その内容を市民に議会だよりとしてお知らせしたところ、大変な反響で、たくさんの方から岐阜県の裏金問題について御意見が寄せられました。約 130 通ぐらい届いたわけですが、それを少し紹介いたしますと、梶原元知事、県の役職のトップが、当初裏金問題はないとうそを平気でつく、これほど県民の 1 人として情けないことはない。また、県庁職員の中より内部告発がなかったことも絶望です。原因の究明、再発防止はもちろんです。それ以上に必ず厳正に処分してください。税金は有効かつ適正に使用されるよう必ずチェック機能を、奈良市の同和職員のようなむだ遣いのないよにといった 60 歳の男性とか、税金を私物化している。自分たちで不正使用するとは岐阜県の恥である。うやむやに終わらせないようにしてください、この方も 60 歳ですけれど、御意見を出される高齢者の方が多かったのですが、若い方も、裏金をつくるのであれば福祉に使ってほしいとかそういったことで、たくさん御意見をいただきました。大半は怒りの声で、このままうやむやにしないで、徹底追求してほしいというのですが、意見の中には、かつては大垣市も裏金をつくっていたと聞く、今でもあるのではといった質問もありました。この件については、9 月議会の質問で市当局が詳しく答弁されていたので、過去のことはわかりませんが、今のところその答弁を信じることにしております。

さて、日比教育長に質問した件ですが、教育長の答弁はいかにもそっけないものでした。これでは市民はおさまらないのではと思います。市民の皆さんからもいろいろと声寄せられました。返還したら責任が済むのではなく、当時の幹部はみずから公職を辞任すべきだという意見や、直接日比教育長の進退問題についても幾つかの意見が寄せられました。第三者委員会の報告では返還責任を問うていますが、直接関与したかどうか分からない段階で、私個人としては、進退問題について何ら判断する材料を持ち合わせておりません。教育長さんに、私は何も特にどういった問題とも思っているわけではありませんが、しかしこれだけ県庁の裏金問題について市民や県民の怒りが強く、うやむやにすることはできず、今回再度教育長さんにお尋ねすることにいたしました。返還責任を求められている元県の幹部といたしまして、公職から辞任すべきといった、こういった声にどう答えるのかお答えください。

## 3. 多重債務者の生活再建について

3 件目は、多重債務者の生活再建についてです。

6 月議会では、貸金業規制法の改正を求めた意見書が全会一致で採択され、国に提出されましたが、この貸金業規制法改正案が今国会で成立する見通しとなりました。今回、法律改正をされますと、グレーゾーン金利は廃止され、3 年後には利息制限法上限金利以下の金利で貸さなければならないということになりそうです。これは、今まで甘い汁を吸ってきた貸金業者には極めて厳しい内容で、中堅規模以下のサラ金業者は廃業するのではと言われております。また、法改正では、過剰貸し付けの抑制ということで、返済能力の調査を義務づけ、調査の結果、総借入残高が年収の 3 分の 1 を超えた場合は、貸すことができない仕組みになっております。例えば、年収 300 万円の人ですと、100 万円以上の借り

入れはできません。ですから、サラ金に返済するためにサラ金から借りるという自転車操業を行っているような、今の様な状態はできなくなります。このような多重債務者たちは、たちまち生活が立ち行かなくなり、今後はやみ金融にひっかかるのではないかと、こういった心配も起きてきました。現在、多重債務者は約 200 万人と言われ、また多重債務になりかかっている人を含めると、400 万人から 500 万人という人たちがおります。このような人たちに早目に相談機関に行くことを勧める、こういった啓発活動が重要になってきます。相談機関は、弁護士会や司法書士会、そしてまた、多重債務の救済活動を行っている市民団体がありますが、最も市民が気軽に、そして安心して相談できる場所は自治体の窓口です。

衆議院の財務金融委員会で、先日改正案が可決されたときに、多重債務者を減らす施策として附帯決議も出されました。その中に、自治体の相談窓口の充実という、こういった項目もありまして、次のような文言が盛り込まれております。「各地方自治体に対し、多重債務者に対する相談窓口を設置して適切な助言を行い、カウンセリング機関とのネットワークを構築して、必要な紹介を行うなど、多重債務を抱える住民に対する支援体制を整備するよう、要請を行うこと」といったような内容です。多重債務者の相談活動では、多重債務の解消だけをすればよいというものではありません。相談者の生活再建の見通しをどうつけるかということが大切です。多重債務者の多くは、国保料や税金の滞納、水道料金や市営住宅の家賃などの滞納、また学童期の子供のいる家庭では学校教育の問題と、あらゆる分野の問題が絡んできております。こういったトータル的な視点で相談に乗り、庁内各部署のネットワークを生かした相談が重要になってくると思います。

現在、奄美市など先進的な自治体の実践がだんだん明らかになってきています。また、先週の土曜日には、名古屋で全国の法律家などが集まって、行政の多重債務者対策を充実させる全国会議が開催されました。そこでは岐阜県の取り組みも報告されたということですが、今後自治体の果たす役割は大きいと思ひ、次の 3 点について質問いたします。一つは、大垣市における多重債務者の生活相談の現状について明らかにしてください。2 点目は、法改正により、今までのような融資は受けられなくなり、生活がたちまち立ち行かなくなるケースも出てきます。やみ金融にひっかからないように広報活動を強めるとともに、緊急生活支援策の創設を求めます。3 点目は、多重債務者の生活再建のために、庁内多重債務対策ネットワークの設立を求めます。

#### 4. 全国学力・学習状況調査について

次に、4 件目です。全国学力・学習状況調査について、いわゆる全国一斉学力テストの問題についてお聞きいたします。

この秋、いじめ自殺など子供たちがみずから命を絶つといったニュースが続き、毎日本当に心の痛む思いでニュースを聞きました。現行教育基本法では、人格の完成を教育の目的として第 1 条でうたっております。この教育基本法の理念から大きくかけ離れているのが今の教育現場であります。どうしてこのようなことになってしまったのでしょうか。いじめ問題の重大な背景には、文部省、文部科学省の行き過ぎた競争教育にあると言われております。国連児童の権利に関する委員会から二度にわたって厳しく指摘されました。国連児童の権利に関する委員会は、日本政府に対して、「児童が高度に競争的な教育制度のストレス及びその結果として余暇、運動、休息の時間が欠如していることにより、発達障害にさらされている」という懸念を表明しております。競争主義が子供たちに多大なストレスを与え、いじめの温床ともなっているというわけです。さらに私が思うには、子供の人とのかかわり方は、昔の子供と比べまして、その力のつけ方は大変弱まっていると思ひま

す。国連児童の権利に関する委員会は、余暇、運動、休息の時間の欠如といったことを指摘していますが、遊びの時間が保証されておらず、人とのかかわる力、人との調整する力が相当に落ちていることも、そのいじめの一因と考えられます。教育の目的として人格の完成を掲げた現行教育基本法の理念をないがしろにして、競争主義や管理主義を行ってきた文部省、文部科学省の責任は大きいと思います。

さて、きょう取り上げました全国学力・学習状況調査、いわゆる学力一斉テストも、競争をあおる一因であると思います。文部科学省は、来年4月に、小学校6年生と中学校3年生を対象に、全国一斉学力テストを行うため予算化していると聞いております。学力テストは大垣市も行っていきますし、岐阜県も平成15年度から行っており、教育現場では、2回も行う必要があるのかといった声も出ています。また、東京都の多くの区では、学力テストと学校選択制がセットになっており、テストの結果を学校別に公表して、学校選択の参考に使っているわけです。その結果、何が起きているかといえば、学校の序列化がしっかりとでき上がり、競争激化で子供たちに過度なストレスを引き起こすといったさまざまな弊害を生み出しております。

そこで、お聞きいたしますが、まず第1点として、学力テストの目的は何ですか。2点目としまして、既に大垣市や岐阜県が学力テストを行っているわけですが、あえて全国一斉学力テストを行う必要はないのではないのでしょうか。3点目は、東京都の多くの区では、学力テストの結果をインターネットで公表して学校選択の参考に使っていますが、この学力テストの結果の公表についてどう考えておられるのかお聞きいたします。

以上をもって、1回目の質問を終わります。

## 回答

(市長)

おはようございます。

それでは、多重債務者の生活再建について御答弁申し上げます。

市では市民相談室を設け、市民からの相談に、市の職員のほか弁護士や司法書士などの専門相談員が対応いたしております。市職員が対応した市民相談は、平成17年度に1,057件あり、うち消費生活に関する相談は389件で、その中で金銭に関する相談は112件でございます。窓口では、相談内容により、関係課及び関係機関へ案内しているのを初め、高金利の利払いについて過払い金の返還請求の説明などを行っておりますが、多重債務者の相談事案の解決方法は複雑で、法的手続を伴うことが多いため、専門家の弁護士による法律相談を案内しております。そのほかに、裁判所における特定調停の手続なども紹介しております。なお、緊急生活支援策につきましては、国会審議の中でも課題になっており、その具体策について検討されているところでございます。いずれにいたしましても、多重債務や消費生活トラブルに陥らないよう、市広報紙や出前講座などを通じて啓発事業を推進するとともに、相談業務の充実を図ってまいりたいと存じます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

(教育長)

県の不正資金問題について御答弁申し上げます。

今回の不正資金問題につきましては、行政に対する信頼を大きく失墜させ、社会的に極めて大きな影響を与えましたことは、退職した県幹部職員の一部として大変申しわけなく

思っております。今進められております県政再生プログラムが確実に遂行できますよう、率先して責任を果たしてまいり所存でございますので、御理解賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本年3月、市議会の同意をいただき、4月から市教育長に就任以来、文教都市としてこれまで培われてきた歴史や伝統の重みを感じながら、本市の教育発展のため全力を尽くしてきたところでございます。こうした中、各地では、子供にかかわる不幸な事件や事故が多発するなど、教育を取り巻く環境は大変厳しい状況にあり、教育行政に課せられた課題はますます重要になってきております。このため、微力ながらこれまでの経験を生かし、子供たちが夢と希望の持てる教育の具現化を初め、市民の皆様が真に生き生きと文化、芸術やスポーツ活動、学習活動等に取り組める社会環境を築いていくことこそが、今の私に課せられた使命であると考えております。改めて、本市の教育の発展に全身全霊を傾注してまいり所存でございますので、御指導、御鞭撻をよろしくをお願い申し上げます。

次に、全国学力・学習状況調査について御答弁を申し上げます。

現在、市では、県の学力検査とともに、市独自で標準学力検査を実施いたしております。県の学力検査は、児童生徒一人一人の学習状況及び学習や生活に対する意識等を把握し、一人一人の学力が確実に向上するよう指導、改善を図ることを目的としております。本市といたしましては、より信頼性の高いデータを収集し、市全体の学力傾向や実態を正確に把握し、施策や指導方法の工夫、改善を図るために、県の学力検査に加え、全国レベルの標準学力検査を実施しているところでございます。このたび、小学校6年生及び中学校3年生を対象に、全国学力・学習状況調査が実施される予定となっておりますが、これは国の責任で教育の結果を検証するものであり、各市町村の児童生徒の学力が、国が定める教育水準に達しているかを把握する目的で行われるものであります。今後は、市が実施しております標準学力検査について、全国学力・学習状況調査との違い等を十分精査し、その実施、活用について研究をしてまいります。また、学力検査の結果の公表については慎重に検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

(福祉部長)

障害者自立支援法における精神障害者の対応について御答弁申し上げます。

精神障害者の手帳につきましては、市の窓口にて申請を受け付け、県で障害の程度を決定し、再び市からお渡しするものでございます。現在、本市における手帳の所持者は約430人ですが、手帳をお持ちでない方につきましては、把握が困難でございます。

次に、障害福祉計画における福祉サービス等の数値目標は、今後の手帳取得見込み者を想定したものであり、また施設でのサービスにつきましては、5年以内に新しいサービスへ移行していくことを考慮して策定しております。今後、この数値目標を達成するための基盤整備につきましては、現在相談支援事業を委託しております二つの事業所において、地域活動支援センター事業を充実させてまいります。また、グループホーム等の施設整備につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと存じます。なお、地域活動支援センター事業の役割といたしましては、精神保健福祉士等を配置し、医療機関、福祉施設及び就労機関などとの連携を図りながら、障害者に対する地域への理解を深めるとともに、軽作業や手芸等の日中活動の機会を提供し、社会との交流を促進するものでございます。御理解賜りますようお願い申し上げます。

**再質問**

まず、精神障害者の対応の問題ですが、現在手帳を 430 人の方が取得されているということですが、西濃圏域では約 8,000 人の方が入院とか在宅とか、そういう方々を含めてだと思えますけれど、おられるというふうなことを聞いておりますので、この福祉計画の対象が手帳取得者の方を対象にしているということでありまして、今後、これはどんどんふえていくのではないかなというふうな予測は立ちます。しかし、今の段階でははっきりしたところはわからず、今後検討していく課題がたくさんあるように見受けられました。ぜひ、この分野については相当おくらしている分野ですので、当局の方としては力を入れてやってくださることをお願いいたしたいと思えます。

次に、多重債務の問題ですけれど、大垣市の対応は、今のお話を聞きますと、司法書士や弁護士会の相談に、要は特に法的な措置をしなければならない人は紹介しているということです。破産をしたりとか、そういうことをするだけで問題解決するわけではありません。多重債務の生活再建といたしましては、もっとほかに相談機能として十分行っていかなければ成り立っていかないという、そういった問題があります。全国で有名になりました鹿児島県の奄美市の取り組みを紹介したいと思えます。鹿児島県奄美市は、今合併して奄美という名前になりましたけれど、以前の名瀬市時代ですけれど、このときから、市民福祉部を中心に多重債務者支援を積極的に行ってきました。相談者が来ると、借金整理のための適切なアドバイスをするため、債務の内容とか、支払い状況とか、収入とか、資産とか、家族構成、健康状態、子供の登校状況、不登校になっている子供たちがたくさんいるということで、そういったことも含めて聞き、そしてまた税金の滞納などの有無を聞き取ります。債務の整理が必要であれば、手続の説明を行い、弁護士との面談日とその場で決める。それから、奄美方式をつくり上げた禧久さんという方がおられるんですけど、この人が全国自治体を回っていろいろと話をされておりますけれど、この禧久さんの話では、サラ金との交渉や破産や調停の手続で裁判所まで付き添って行ったこともたびたびあるということです。裁判所や法律事務所は敷居が大変高いわけで、相談者の状況によっては、このような支えが必要になってくるということです。また、他方、債務の整理だけでは解決できない経済問題があれば、その解決に向けてアドバイスを行います。具体的には、生活保護担当課の方に一緒に行って相談をするとか、青少年支援課に行って子供の問題について相談するとか、婦人相談、それから国民健康保険課、介護保険課などとの連携を行い、債務整理後安心して生活ができるところまで援助を行うということです。最近では、この奄美市で大きな成果を上げているのが、過払い金の返還請求を行い、サラ金から払い過ぎたお金を取り戻しているということです。今までに約 2 億 8,000 万円取り戻しているということです。そのお金で滞納している税金や国保料を払い、多重債務者は安心して生活をスタートすることができます。また、市にとっても税金や国保料の収納率が上がるという大きな成果を上げているわけです。税金や国保料の滞納者の中には、この多重債務者になっている人たちがたくさんいます。きちんと相談に乗ることによって、生活再建とともに市の滞納解消にもつながるという、こういった大きな成果を上げているわけです。

もう一つ、ほかの活動の事例を紹介しますと、これは大垣にあります NPO 法人西濃れんげの会という多重債務者の救済活動を行っているところがあります。ここでは、ことしの過払い返還訴訟を 31 人、91 件行いまして、そのうちの 66 件が解決して、サラ金から 4,588 万円のお金を取り戻しています。その中の 1 人の方に話を聞きますと、サラ金 2 社から過払い金約 90 万円を取り戻し、国保料や家賃、税金の滞納分を返したということです。返したときに、窓口の人に、これだけの大金をどうしたんですかというふうなことを

聞かれたということですが、御本人の話では、一番うれしかったのは、これで安心して医療にかかれるということだと言われていました。また、多重債務者の中には、ギャンブル依存症とか買い物依存症といった人たちも含まれておまして、問題解決は、思うほどには簡単ではありません。西濃れんげの会では、相談者に毎日家計簿をつけてもらっているということ、そしてお金の使い方の見直しを行い、また交流会というものを開いておまして、それぞれ多重債務者が自分の多重債務に陥った失敗談をそこで話をする、これは大変厳しい内容ですけれど、それをやりながら、お互いに励まし合いながら生活の建て直しを行っているということでした。

このように、市としても、奄美市のように積極的に過払い請求訴訟を行い、年々ふえています税金や国保料の滞納解消に実績を上げるとか、また西濃れんげの会のように丁寧な相談や生活再建の支援を行うことが大切だと思います。そのためには、カウンセリング的な対応も必要で、相談には専任のケースワーカーを配置するなど検討してはいかがでしょうか。最近の新聞記事には、隣の滋賀県の野洲市の実践が出ていましたが、ここでも専任の相談員を配置して成果を上げているということが書かれておりました。こういったもう一步突っ込んだ形での対応策を期待したいところです。

次に、教育の問題に入ります。

まず初めに、教育長さんの進退問題についてお聞きしたんですが、大垣の子供たちの教育に対して責任を持って頑張るといふ、そういった決意表明だというふうに私は理解いたします。それについては、実践的にこれから見ていきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

学力テストの問題についてですが、この目的は、国とか県とか、それから大垣市とか、それぞれ少しずつそのねらいとするところは違っていたような気がしますけれど、学力テストすべてを私は否定しているわけではありませんけれど、それを使う場合には、一つ条件があると思います。それは、子供一人一人にとって、それが有効である、有益であるという場合にのみ、その学力テストというのは導入してもいいのではないかと思うわけです。ただし、これにも限界がありまして、数字ではかれる学力というのはほんのわずかです。本当に教育の目的として出されているのは、ほんのわずかなところでありますので、この数字だけにとらわれた形での教育になってしまいますと、本当に本末転倒になってしまって、子供たちを追い詰めてしまうことになるのではないかと思いますので、こういうところを気をつけなければいけないのかなと思っております。

さて、国の一斉学力テストの問題ですけれど、国の学習指導要領ですか、これの定着度を見るためにやるとするならば、一斉に、しかもすべての子供を対象にして行う必要は全くないわけであります。抽出してその傾向を見るときか、定着度を見るときかそういうことは、一斉でなく、また全員対象でなくても、やろうと思えばできることでありますので、これは意味がないのではないかと思います。それから、公表については慎重にということでしたので、その辺は今後とも子供たちを追い詰めることのないような、こういった形の活用のされ方、出し方をしていただきたいと思っております。特に、これから来年の1月、2月、それから4月と、3回も学力テストが行われるということは全くのむだで、時間のむだにもなるわけです。現場の先生や子供たちにとっては負担となります。ゆとり教育ということで学習時間が減ってきて、例えば国語の時間数が、以前は5時間あったのが、今では3時間しかない、本の厚さは変わらないのにというふうなことを先生は言われました。そのために、本読みする時間は授業時間の中ではとれないので、自宅で読んでくださいということをお前提にして、その教科書の内容について読み取りを授業で行うということ

ですから、子供たちの中の受けとめ方としては大分差が出てきます。それから、学力テストを行うに当たって、2回、3回があるとすると、学習時間はさらにそれでつぶされるわけです。学力テストの結果を公表しないといっても、教師にとってはプレッシャーになります。点数のとれるテクニックを教えることになりかねない。子供たちに勉強のおもしろさを知ってほしいけれども、そういった授業の内容をつくれないう、こういった悩みが教師の中には出てきます。東京都などの学力テストの話を書き聞きますと、学力テストのために過去問を何回か生徒にやらせたとか、学力テストのために補習授業を行うとか、平均点数を引き下げる子供は迷惑をかけるからと、テストの日は休んだとか、現場の教師や子供たちにとっては多大な負担になっており、心はずたずたになってしまうといった弊害が起きています。大垣市の子供たちには、東京都のような教育を破壊し子供たちの心を傷つけるようなやり方は絶対にさせないでください。この点については、教育長さんのその決意をお聞かせください。

もう1点気になる点は、安倍内閣が教育再生プランとして公立学校への導入を打ち出しているのが、学校選択制とか、学校評価制とか、教育バウチャー制です。今回の学力テストは、この安倍内閣の教育再生プランを進めるための前段階ではないかと心配しております。学校選択や学校評価、これはもう東京都で学力テストをセットにして実行しているわけです。教育バウチャー制は、生徒の数に応じて予算を配分するというもので、学校選択で人気のない学校や、過疎化した学校には予算配分が少なくなります。こういった問題があります。これで地域格差、学校格差はますます広がるわけです。このように、安倍内閣が進めようとしている教育改革は、学校の序列化と競争を持ち込むことでしかありません。その結果、今の子供たちが抱えている問題、いじめや不登校、低学力といった問題は、解決するどころか、ますますその深刻さを増すのではないかと危惧しております。この点について、教育長さんの御意見をお聞かせください。

以上、2回目の質問を終わります。

## 回答

(教育長)

すべての子供たちが確かな学力をつけていくためには、その定着状況を教師も子供自身も知る必要がございます。学力検査は、教師にとっては自分の指導の結果がどうであったかを振り返り、指導力の向上に役立てていくためのものとし、子供にとっても、自分の学力を自己診断し、新たな目標を立てるのに役立つものがございます。その意味では、学力検査は重要なものと考えております。特に、先生方には、学力検査の結果をプレッシャーと受けとめるのではなくて、自分の指導の結果として真摯に受けとめ、指導の改善に役立てる意欲を持っていただきたいとも考えております。学力検査の種類や、実施の時期、回数については、今後も研究を進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

## 再質問

学力テストにかかわる限界とか、問題とか、それからその弊害、そしてその具体的なあらわれは、今、東京都の学校で幾つか起きてきているわけですが、こういった事態に

平成 18 年度 12 月議会一般質問

は、絶対に大垣市の子供たちには、また先生には、そういったことにならないように、ぜひ気をつけた教育行政を行っていただきたいというふうに思います。今、本当に学校、特に学校教育の中で、こんなに子供たちが追い詰められたり、ああいったいじめ自殺といったみずから命を絶つような、こういったことが起きているわけですが、これは本当に悲しいことです。本来教育とは、子供の人格の完成を目的にして、今、教育委員会を初めとする教育行政は、その環境改善のために力を尽くさなければならない役割があるわけですが、ところが今までのこういった事態を起こしてきた大きな原因は、子供たち、そしてまた学校現場に目を向けるよりも、文部科学省からおりてくるような、そういったことを遂行する、そういった立場で今まで行われてきた結果ではないかと思っております。

あのタウンミーティングのやらせ質問ですが、岐阜のタウンミーティングから始まったと言われておりますけれど、あの例一つをとってみましても、教育委員会の役割はどういったことをやったのでしょうか。国のやらせをそのまま率先しただけではなかったかと思えます。こういった事態に大垣の教育委員会は絶対にならないようお願いいたします、私の質問を終わらせていただきます。